

大会参加に当たり必要な著作権申請について

大会に参加する団体の皆さんが、日頃の練習の成果を思い切り発揮するためには、大会が、法律に基づいて適正に運営されていることが必要です。

団体の皆さんにおかれては、著作権法に基づき、正しく著作権申請を行った上で大会に参加して下さるようお願いします。

以下の事項は、あくまで補助的なものです。大会で使用するが楽曲等について万が一、権利者とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理していただきますのでご承知おきください。

マーチングバンド／マーチングパーカッション

1 キャラクター等の著作権

プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は書籍出版社等に使用許諾を得る必要があります。

2 楽曲のアレンジに係る音楽著作権

使用する楽曲をアレンジする場合、事前に、編曲に係る音楽著作権に関して「音楽出版社」の許諾を得てください（使用料等の支払並びに支払方法が提示されることがあります）。

なお、著作権が消滅している楽曲（本書末尾を参照。2022 年からの変更点あり。）や自作曲を利用する場合は許諾の必要はありません。

(1) 市販の楽譜を指定の編成で利用する …… 編曲に係る申請の**必要はありません**

- ・市販の楽譜を使用する場合は、購入を証明する領収証等のコピーを提出してください。
- ・日本国外から直接購入された楽譜は演奏できない場合がありますのでご注意ください。

(2) 市販の楽譜をアレンジして利用する …… 編曲に係る申請が**必要です**

- ・編曲使用許諾を証明する書類を提出してください。
公式の許諾用書式がない場合は、許諾を受けた出版社の名前、担当者名、連絡先、許諾日等を記入し、許諾に要した金額の領収書等（コピー可）を添付してご提出下さい。
※市販の楽譜にマーチングパーカッションを加えるなど、指定の編成を変えて利用する場合も、編曲使用許諾が必要です。

(3) 原曲を自らアレンジした楽譜を利用する …… 編曲に係る申請が**必要です**

- ・編曲使用許諾を証明する書類を提出してください。
公式の許諾用書式がない場合は、許諾を受けた出版社の名前、担当者名、連絡先、許諾日等を記入し、許諾に要した金額の領収書等（コピー可）を添付してご提出ください。

【注意】

編曲の許諾が得られない場合もありますので、必ず事前に、編曲の権利を持っている音楽出版社に確認をとってください。音楽出版社は、楽譜出版社とは異なります。編曲の権利を持っている音楽出版社は、JASRAC の作品データベースで確認することができます。

作品データベース（J-WID）：<https://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>

【参考】

2022年時点で編曲の許諾が得られない可能性の高い作曲家
バーンスタイン…「ウエスト・サイド・ストーリー」など
コープランド…「アパラチアの春」など
ストラビンスキー…「火の鳥」など

※上記の申請は、大会の参加手続きまでに終えてください。

3 楽譜の複製・コピーに係る音楽著作権

市販の楽譜をコピーして使用する場合や、楽譜データをデジタルコピーしたりプリントアウトしたりして使用する場合、音楽著作権に関して「著作権管理事業者（JASRAC、NexTone）」の許諾を得てください。

※社会人の活動はもちろん、学校の部活動で利用する場合でも著作権者の許諾は必要です。

※外国作品の楽譜を複製する場合の使用料額は、音楽出版社の指定する額となります（高額になることがあるので、ご注意ください）。著作権管理事業者に申請する前に、音楽出版社に連絡してください。音楽出版社は、JASRAC の作品データベースで確認することができます。

作品データベース（J-WID）：<https://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>

※JASRAC の管理楽曲については、複製部数が 100 部までの場合、1 曲につき歌詞・楽譜それぞれ 1,600 円（消費税抜き）です。

※高等学校までの教育機関での楽譜コピーについては、1 曲につき歌詞・楽譜それぞれ 400 円（消費税抜き）となる減額措置が適用される場合があります。

不明点は、以下にお問い合わせ下さい。

一般社団法人日本マーチングバンド協会(JMBA) E-mail : jmba@japan-mba.org

一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC) 出版課

<https://www.jasrac.or.jp/news/20/200410.html>（出版物での制作）

楽譜コピーに関する情報は、以下のウェブサイトに掲載されています。

楽譜コピー問題協議会(CARS) <https://www.cars-music-copyright.jp>

カラーガード

1 キャラクター等の著作権

プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は書籍出版社等に使用許諾を得る必要があります。

2 録音に係る著作権隣接権

市販のCDの音源を、CD-Rに録音して使用する場合、事前に、音源製作に係る権利者である「日本レコード協会又はレコード会社」の許諾を得てください。

- (1) 下記のレコード会社の音源については、団体の責任において、一般社団法人日本レコード協会に使用許諾申請を行ってください。(https://www.riaj.or.jp/f/leg/rec_license/)

※下記のレコード会社以外の場合は、従来通り、各社への許諾申請が必要です。

※複数の曲を使用する場合は、使用曲全てに適用されます。

※許諾が下りるまでに日数がかかる場合がありますので注意してください。

日本レコード協会が申請窓口となるレコード会社一覧

https://www.riaj.or.jp/f/pdf/leg/rec_license/250604_list.pdf

※2025年6月現在の情報です。最新の情報は日本レコード協会のWebサイトで確認してください。

- (2) 大会参加においては使用許諾を証明する書類を提出すること。

※日本レコード協会から発行された許諾証のコピーを提出してください。

※日本レコード協会以外に許諾申請された場合はレコード会社より出される許諾を証明する書類及び有料の場合は振り込み済みの用紙を添えて提出してください。

※大会で使用した演技曲について万が一トラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理して頂きますのでご承知おきください。

- (3) レコード会社の許諾が下りたCD等音源については、別途、作詞家・作曲家等の著作権に関する**録音利用料**が発生致します。JASRACへの申請は主催協会で一括して行いますが、JASRACからの請求金額は使用する団体の自己負担となりますので、ご承知おき下さい。

(録音利用金額は一曲につき400円です。利用料の請求書は、大会実施より約1ヶ月後に協会より団体宛に郵送致します。)

不明点がありましたら、以下にお問い合わせください。

一般社団法人日本マーチングバンド協会

E-mail: jmba@japan-mba.org

一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)

<https://www.jasrac.or.jp/news/20/200410.html>

一般社団法人日本レコード協会

http://www.riaj.or.jp/all_info/rec_license/

著作権の消滅について（音楽著作権の手続きが必要ない楽曲）

音楽の著作物は、作詞者・作曲者の死後 70 年を経過すると権利が消滅し、許諾を得ることなく利用できるようになります。

ただし、第二次世界大戦における連合国民の一部の著作権については、約 10 年、保護期間が延長されるのでご注意ください（戦時加算）。

【2022 年 1 月から一部取扱いが変わる楽曲があります】

これまで著作権消滅として取り扱われていたジョージ・ガーシュインの作品の一部に関し、2022 年 1 月から、JASRAC が著作権の管理を再開しています。

ジョージ・ガーシュインの作品を編曲したり、複製したりする場合は、必ず JASRAC の作品データベースで、著作権の管理状況を確認してください。

作品データベース（J-WID）：<https://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>

「ジョージ・ガーシュイン（George Gershwin）が作曲した一部著作物の著作権の管理再開について」：https://www.jasrac.or.jp/release/21/09_1.html